

国民健康保険人間ドックの申し込みについて

国民健康保険加入者の人間ドック申し込みは、12月28日(水)が締め切りです。

受診は平成24年3月31日(土)まで可能ですので、希望される方は期限までに申し込みをお願いします。

なお、12月29日(木)以降の申し込みについては、国民健康保険からの補助対象外となりますので、ご注意ください。

●問い合わせ先
市民課 ☎(40) 5556

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

●対象者

旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本の国籍を有するご存命の方です。(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方の

ご遺族等は、対象となっております。(お問い合わせ先)

●請求受付期間等

平成24年3月31日までです。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。

●請求書をお持ちでない方は

独立行政法人平和祈念事業特別基金から請求書類をお送りしますので、至急、左記問い合わせ先までお電話ください。

●既に特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

●連絡・問い合わせ先

独立行政法人
平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金認定担当
☎0570(059)204
(ナビダイヤル)
(IP電話、PHSからは
☎03(5860)2748)
平日午前9時～午後6時、
土日祝日休

確定申告用の『障がい者控除対象者認定書』『おむつに係る費用の医療費控除証明書』のお知らせ

障がい者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。認定を受けられる方は、次のいずれにも該当する必要があることです。

- 要介護認定者で65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方

○身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

○おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告時に、おむつ代

就職

職業能力開発講習会

●プレゼンテーションソフトの活用(PowerPoint編)

・定員 15名

・実施期間

1月11日(水)～12日(木)

午前9時～午後4時

・受講料 3,430円

●シーケンサの基礎

・定員 10名

・実施期間

1月24日(火)～26日(木)

午前9時～午後4時

・受講料 4,820円

●定員になり次第締め切ります。申し込みは電話等で確認してからお申し込みください。

●問い合わせ先

栃木県立県南産業技術専門校
☎0284(91)0803

●申請・問い合わせ先

高齢福祉課(きらら館内)
☎(52) 1115